

議案第 18 号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 25 年 2 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する  
条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「国又は」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。